

首都圏増田会会則

(名称)

第1条 本会は首都圏増田会と称す。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長が定めるところに置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を深め、かつ、郷土との連携を密にしながら、その振興発展に寄与することを目的とし、これに必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、首都圏に在住している横手市増田町出身者及び横手市増田町にゆかりを持つ者で、本会の目的に賛同する人をもって組織する。

(役員及び役員の任務)

第5条 本会に次の役員を置く。

1) 会長	1名	2) 副会長	若干名	3) 幹事長	1名
4) 幹事	若干名	5) 会計	3名	6) 会計監査	2名

2 本会に名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。

3 役員を選出は、総会において会員の互選によるものとする。

4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

5 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

7 幹事長は、幹事を統括し、会の事務にあたる。

8 幹事は、会務の運営にあたる。

9 会計は、会計経理の事務にあたる。

10 会計監査は、会計の監査にあたる。

(会議)

第6条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

2 総会は、年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催する。

3 幹事会は、必要に応じて開催する。

(経費)

第7条 本会の経費は、会費及び寄附金、その他の収入をもって、これにあてる。

2 本会の会費は、年額2,000円とする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日までとする。

(その他)

第9条 上記以外に本会の運営に必要な事項は、その都度、幹事会において協議の上、決定するものとする。

付則

この会則は、昭和61年11月22日から施行する。

この会則は、平成17年11月20日から施行する。